

1 任期

- 採用日から本務者の育児休業等の期間。  
(ただし、本務者の育児休業等の期間が延長や短縮される場合は、その期間に応じて任期が変更される可能性があります。)

例：本務者Aの育児休業期間が令和6年4月1日から令和8年3月31日のとき  
 任期付講師の任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日  
 上記、本務者Aの育児休業期間が令和7年3月31日までに短縮されたとき  
 任期付講師の任期：令和7年3月31日までに短縮

2 職務の内容

- 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事するものです。
- 養護助教諭は、養護教諭の職務を助けるものです。

3 勤務形態

常勤（原則として8：30から17：00まで）

4 勤務場所

三重県内の市町等立小学校、中学校、義務教育学校

5 給料及び手当

<p>給料</p>	<p>採用時に、中学校・小学校教育職給料表の初任給基準を基礎に、職務経験等を考慮して決定。                  次年度以降、任用期間の間は昇給規定に基づき決定。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>①大卒者</p> <p>中小教1級25号給                      給料月額 224,700円                      教職調整額 8,988円</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">} ~</td> <td style="width: 40%;"> <p>中小教1級125号給                      給料月額 310,700円                      教職調整額 12,428円</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>②短大卒者</p> <p>中小教1級15号給                      給料月額 205,900円                      教職調整額 8,236円</p> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※特別支援教育に直接従事することを本務とする場合には給料の調整額を支給</p>	<p>①大卒者</p> <p>中小教1級25号給                      給料月額 224,700円                      教職調整額 8,988円</p>	} ~	<p>中小教1級125号給                      給料月額 310,700円                      教職調整額 12,428円</p>	<p>②短大卒者</p> <p>中小教1級15号給                      給料月額 205,900円                      教職調整額 8,236円</p>		
<p>①大卒者</p> <p>中小教1級25号給                      給料月額 224,700円                      教職調整額 8,988円</p>	} ~	<p>中小教1級125号給                      給料月額 310,700円                      教職調整額 12,428円</p>					
<p>②短大卒者</p> <p>中小教1級15号給                      給料月額 205,900円                      教職調整額 8,236円</p>							
<p>手当</p>	<p>地域手当 給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）の4.7%を支給                  通勤手当 自家用車等の場合：距離に応じて支給（2km以上 月3,000円～）                  公共交通機関の場合：定期券・回数乗車券等相当額を支給（上限月65,000円）                  住居手当 賃貸住宅の場合：規定に基づき、月28,000円を上限に支給                  期末・勤勉手当 年2回（6月及び12月）年間4.5月分に在職期間割合を乗じた額                  退職手当 6月以上の継続した在職期間があれば、公立学校職員の退職手当に関する条例に基づき退職手当を支給                  その他手当 扶養手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当等、夜間勤務手当、宿日直手当及び義務教育等教員特別手当を規定に基づき支給</p>						
<p>給料締切日</p>	<p>毎月末</p>						

支給日	毎月 21 日（期末・勤勉手当及び退職手当を除く。）（この日が休日の場合はその前日）
支払方法	口座振込

## 6 休暇

年次有給休暇 県の規定により付与

その他有給休暇等 県の規定により付与  
忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇、生理休暇、公民権の行使、災害等による出勤困難等の特別休暇

## 7 服務

- ・ 地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- ・ 法令に基づく失職、懲戒処分、分限処分等がなされる場合もあります。

## 8 その他

- ・ 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法を適用します。
- ・ 加入要件に該当する場合は、公立学校共済組合（健康保険、年金）に加入することになります。
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号または、地方公務員法第 26 条の 6 第 7 項第 1 号による任期付講師として任用します。
- ・ 出張の場合、県の規定により旅費を支給します。

※ 上記の規定の内容については、令和 6 年 1 月 1 日現在のものであり、今後変わることがあります。

問い合わせ先 三重県教育委員会事務局 教職員課 小中学校人事班 Tel059-224-2958  
制度・採用・免許班 Tel059-224-2959